



NPO法人
ウィメンズネット

NEWS LETTER

「らいず」

2007
1月号

DV被害に悩む女性と子どもをサポートするNPO URL <http://www.npo-rise.info>

編集・発行 ウィメンズネット「らいず」広報部会 事務局〒310-0024 水戸市備前町2-5-415 TEL 029-221-7242 FAX 029-225-6131

「家庭内暴力と児童虐待の関連性」を講義

ウィメンズネット「らいず」が放送大学で面接授業

「放送大学」の本年度後期の面接授業をウィメンズネット「らいず」が担当、12月2日、3日の2日間、茨城学習センター（水戸市・茨城大学内）で、メンバーによる集中講義を行いました。



放送大学はテレビ・ラジオなどを効果的に活用して、多くの社会人や主婦などに大学教育の機会を提供する正規の大学。面接授業は、受講生が登校して専攻コースの集中講義を受ける授業です。

日ごろの「らいず」の活動に関心を持った大学当局からの要請で授業が実現、「生活と福祉」分野の科目で、「家庭内暴力と児童虐待の関連性」をテーマに、1時限が2時間15分で5コマ連続というハードな授業展開となりました。北海道、東京、神奈川などからの泊まり込みの受講生もいました。

三富和代表、坂場由美子広報部会長、城倉純子地域ネットワーク部会長、三富正雄会員（茨城大学講師）が客員教官となり、DV被害の現状・背景、外国人被害者への支援、当事者の心理ケアのあり方など、日常の支援活動での体験や実態調査の結果などをベースに講義、受講生との質疑を通して考察を深めました。

最終5時限目は、会員で病院勤務のケースワーカーの杉崎世津子さんが、医療機関との接点である現場の実情や課題などをパワーポイントを使って説明したほか、「らいず」が自立支援にかかわっている被害当事者2人が参加してパネルディスカッションを行いました。

この中で当事者2人は、DV被害の体験、調停・裁判の

実態、自立への決意などを、実体験をもとに話して受講生の関心を集めました。

成績評価のための提出レポートでは、それぞれの受講生がドメスティック・バイオレンスに対する認識を高めた様子がうかがえ、全員が受講単位を取得しました。（三富正）

全国支援の最前線から講師陣

「DV被害をのりこえる」連続講座でスキル磨く

茨城県にDV対策基本計画が策定され、被害者支援の現場も、より一層質の高さが求められます。「らいず」は活動6年目を迎え、「DV被害をのりこえる」サポーター養成講座（日本財団助成）を重点事業と位置づけ前・後期の6日間、専門講座を実施しました。

講座は、全国女性シェルターネットワーク代表の近藤恵子さんから第1線で活躍する講師をお招きしました。電話相談、面談から始めて住居、就労、離婚といくつもの難問題に立ち向かいながら、支援の場と当事者は長い道のりを共に歩むこととなります。

県内関係機関、県民にも参加を呼びかけ、前・後期で約180人が受講。社会資源をどう生かすかを視点に、緊急支援、法律、心理ケア、子どもとの関係性、加害者心理と内容は多岐にわたり、充実した講座となりました。何よりの収穫は、日ごろ孤立した中での闘いを余儀なくされてきた被害当事者が多く参加、直面してきた体験を自分の言葉で語り、理不尽なDV問題と自身が改めて向き合えたことです。

こうした事業の積み上げが行政、民間を問わず家庭内暴力の被害者支援の全体を押し上げ、当事者と支援者のエンパワメント、ネットワークの構築につながると確信しました。（三富和）

「らいず (RISE)」

R : Right (権利)
I : Independence (自立)
S : Share (分かち合い)
E : Empowerment (力をつける)

「らいず」では、共に活動したり資金面で支えてくれる会員を募集しています。詳しくは事務局まで!

DV被害をのりこえる

日本財団 助成事業
The Nippon Foundation

国際的な視点で学ぶ サポーター養成専門講座

<前期>2006年6月18、25日、7月2日 <後期>9月17、24日、10月7日 全6回12講座



■DV被害者を取り巻く現状と課題

■緊急支援とシェルターの機能

近藤恵子さん(全国女性シェルターネットワーク代表・女のスペースおん代表)

「DVは重罪」という認識を

「10人に1人は日常的、継続的に被害に遭い、20人に1人が殺されるかもしれないと感じている」実態が、内閣府の調査や警察庁のデータにより明らかにされています。家庭内で起こるため外に向かって訴えにくい、何度も繰り返される、周辺の人たちの安全も脅かす、子どもたちが100%被害を受けている、こうした特徴からも「DVは重い犯罪と認識する必要がある」と強調。

95年、「女性に対する暴力」が国際的に着目された北京女性会議は、各国でDV根絶への施策の起点となり、日本でもDV防止法制定の動きにつながりました。

国家間の暴力、社会的領域での暴力、私的領域での暴力—その直接的、間接的いずれの暴力も「女性に対する性暴力」と定義づけた北京綱領。それらをベースにDV防止法は獲得したものの、「加害者への処罰規定がなく、未熟な法律」との指摘がなされました。

当事者主体の立法と民間機関の役割

01年のDV防止法成立から3年目の見直し、改正法実現の過程を振りかえり、「被害当事者の女たちが現場で戦ったから生まれた。女たちが手をつなぎ、男と手をつなげば、社会は変えられる。当事者こそ発言力のある真実の主体、社会を動かす原動力となる」と、当事者主体の新しい立法の方向性を示しました。

シェルターの機能については、民間シェルターが当事者を受け入れた場合に行政が委託料を支払う契約を結んでいる地元・北海道の例を紹介。「公的機関に入るには時間がかかる。そうでなくても大変な状況にいる当事者を待たせるなんてとんでもない。行政ができない部分を民間がやっている」と民間ならではの機動性や柔軟性を強調。「自由に、迅速に当事者の意に添ったサポートを提供できるのが民間のよさ。同時に、当事者がいのちを落とさないようにネットワークの構築も大切」と官民連携の必要性も訴えました。

(三富正)

■スウェーデンにおけるDV対策

■DVの特質と子どもへの影響

矢野恵美さん(東北大学ジェンダー法・政策研究センター研究員)

高い人権意識と進んだDV被害者対策

男女平等の先進国スウェーデンにおいて、「女性に対する暴力」がどのように捉えられDV対策が講じられてきたか、社会における女性の立場を象徴する「強姦規定」を切り口に、時代に応じて変遷を遂げてきたスウェーデンの施策が紹介されました。

法律上も、男女平等、「ジェンダー・ニュートラル化」を推進してきたスウェーデンで、あえて「男性から女性に対する暴力」だけに着目したのはここ10年の話。95年の北京会議で、DV被害に遭うのは圧倒的に女性が多いことが改めて認識され、99年に、女性の安全を侵害する「DV罪」が刑法に盛り込まれました。

それにより、警察に専門部署が設けられたほか、DV被害女性も「被害者弁護人制度」を利用し、無料で国選の弁護人をつけることができます。さらに、「犯罪」被害者として、国から「犯罪被害補償金」を受け取ることが可能となりました。

24時間体制で暴行被害に遭った女性を支援する女性センターも設置され、法律に裏打ちされた男女平等社会の進展が、「女性に対する暴力」をよりよい解決へと導くことを強く実感した講義でした。

(高橋)

暴力の連鎖を断ち切る

スウェーデンでは子どもの人権を守る政策も発達し、99年には「子どものための特別代理人法」が創設されました。保護権者が犯罪の加害者であると疑われた場合、18歳未満の子どもに国選の弁護人がつく仕組みです。DVの場合、母親と子どもに別々の弁護人が裁判所によって起用されます。

また、05年に始まった「子どもの家プロジェクト」では、重大な犯罪にあったと疑われる子どもに対して、警察や検察、その他関係機関が垣根を越えて協力し、1つの施設でまとまった支援を提供することが試みられています。こうした施策の背景には、暴力のある家庭で育つことが子どもにいかに深刻な影響を及ぼすか、社会で広く認識されているという現実があります。

日本でも、非行や犯罪に走った青少年少女たちの多くが日常的に暴力を体験し慣れてしまっていて、自分が被害者であるという意識が欠如していることが指摘されています。DVを目撃することで暴力の「正当性」を学んでしまえば、加害者になっても暴力が犯罪であると認識することはできません。「DVは犯罪である」ことを早期に教育する重要性が痛感されました。

(坂場)

連続講座 DV被害をのりこえる

■支援の実際—サポーターの心構えと条件

■支援の実際—電話相談と面接相談

池田ひかりさん(女性の安全と健康のための支援教育センター運営委員)

奪われた力を取り戻す支援を

社会福祉士、精神保健福祉士の資格をもち、配偶者暴力相談員を勤めている池田ひかりさん。支援をする前提として、「支援とは何か」「暴力を受け続けることの意味」といった支援の基本を確認しました。

支援とは、「その人が自分の力でやっていけるように」すること。親切にやり過ぎてはその人の力を奪うことになると指摘。暴力を受け続けることで、人を信頼する力などが奪われ、自分を取り戻していくプロセスの結果として離婚を選択することもある、という理解が大切。家を出たり、離婚を勧めたりすることがDV相談ではない、と指摘しました。

支援者とは「その人と一緒に考える存在」であること。できること、できないことを見極めながら、支配的にならないよう常に意識することも大切です。相談者を大切な人だと思いつつ同時に、相手に手馴れてしまう危険に陥らないよう注意を促しました。

さらに、暴力は100%加害者の責任であるときちんと理解し、どこかで相談者を責めてしまうことがあってはならないなど、改めて支援者自身を見つめ直す貴重な機会となりました。

ロールプレイで支援の実際を学ぶ

電話相談と面接相談の実践練習として、望ましい例、望ましくない例についてテキストを互いに読みあつた後、3人ずつのグループに分かれ、支援者・相談者・観察者の3役を演じるロールプレイを行いました。「結論が出なくとも意義ある相談ができる」「八方ふさがりに見える状況でも何らかの方法はある、と思ってもらおう」感触をつかみました。

支援者役はやりながら感じたこと、うまくできたこと、失敗したと思うことなどを中心に、相談者役は支援者の言葉によってどんな気持ちが高じたか、支援者の対応で良かったと思うこと、まず良かったと思うことなどを考えてみる、観察者役では支援者の対応で良かったと思うこと、まず良かったと思うことを挙げ、どうしたらもっとうまくいくかわり案を考える、など、限られた時間の中で、皆熱心に取り組みました。

振り返りでは「どのように対応したらよいか戸惑った」「余計なことを聞き過ぎた」「自分の方の言葉が多かった」「支配的になってしまった」といった反省点が出され、適切に話を聞き出すことの難しさが実感されました。支援している限り、こうした練習は必要であると痛感。支援を実践的に学びながら、さらなる学習の機会を求める声が数多く寄せられました。(城倉)

実効性ある二次法改正を要望

超党派の議員立法として2001年に成立したDV防止法が04年の改正を経て、2回目の見直しの時期を迎えています。被害女性を支援するNPO法人全国女性シェルターネットは昨年12月、参議院議員会館で各党国会議員、内閣府、法務省、警察庁などとの意見交換会を行い、支援者、当事者の要望に沿った法改正にしたいと働きかけています。

DV防止法は3年ごとに検討を加えることになっており、04年には保護命令が子どもや元配偶者にも拡大され、国の基本方針を受け都道府県の基本計画策定が義務付けられるなどの成果を得ました。

全国女性シェルターネットは今回の二次法改正で、①電話・ファクス、メールの脅迫も保護命令の対象とする②恋人からの暴力(デートDV)を法対象に拡大する③DVを「犯罪」として加害者処罰を厳正化する④外国籍の被害者に対して、在留資格を問わず保護、自立を支援する一などを求めています。

12月の意見交換会には被害当事者も多数詰めかけ、熱気に包まれた雰囲気。各党議員、関係省庁の担当者を前に、外国人を含むひとりずつが自己の辛い体験を語り、法改正への要望をしました。

保護命令の法対象、加害者処罰、自立支援などあらかじめ提出された質問項目に回答しながらも、各省庁の姿勢は慎重そのもの。法の窓口である内閣府は昨年末、法改正に対するパブリック・コメントを募集、450件の意見が寄せられました。(三富和)

■女性と子どもの人権を守る

■社会資源を生かした自立支援に向けて

中村明美さん(ウィメンズハウスとちぎ代表)

「とちぎ」の経験 持続する支援の体制づくり

開設10年になるウィメンズハウスとちぎの足跡と活動状況を説明しながら、「シェルターは、DVを私たちの問題として共有できる場所。感謝されて終わってしまうサポートではなく、人が変わってもサポートを続けていける理念が必要」と活動の基本理念を強調。

当事者が決心して家を出た時の安全な保護(危機介入)、相談、エンパワーメントへの関わり方に触れながら、特に「最初の相談で被害者が何を考えているのかつむには、DVについての深い理解が役立つ」と訴えました。

決心(自己決定)した当事者には、選択肢と情報を提供。支援者は「日ごろの勉強に加え、ネットワークとしての社会資源の使い方をどのくらい知っているか」がポイントになると指摘しました。

「相談所や病院などの社会資源があれば生き延びられる。どのような社会資源が地域に存在するかによって当事者の人生が変わる」自らも社会資源の1つとなりながら、それ

連続講座 DV被害をのりこえる

それぞれの地域でネットワークを構築していくことが当事者の自立支援に不可欠と訴えました。

後半は、DV家庭を描いたビデオを視聴。「妻の心理」「子どもの心理」「どうしたらこの家庭はうまくいくか」などをテーマに、参加者がグループに分かれて話し合いを進めました。(三富正)

■DV法をめぐる関係法と支援システム

■地域支援モデルと課題

小島妙子さん(ハーティ仙台顧問弁護士)

DV防止法の独自性—どう施策に生かすか

「女性に対する暴力」にどう取り組むか、北京女性会議で宿題を課された日本に、01年、被害者団体や超党派議員の努力によってDV防止法が成立。「不法行為」に対して賠償金や弁償金を命じてきたこれまでの日本の法律の中で、「退去命令」と「接近禁止」という「行為の差し止め」を含む保護命令は、大変画期的な条項でした。3年ごとの見直しが規定に盛り込まれ、04年の一次改正からさらに前進し、07年の改正に向けて、保護命令の対象となる暴力の種類や保護を受けられる範囲の拡大などが現在審議されています。

DV防止法は警察主導のストーカー規制法と異なり、命令を下すのが裁判所である点も重要なポイントです。離婚手続きについては「人事訴訟法」が家庭裁判所に移管され、調査官が入ることになりました。DV被害者にとって子どもの「親権」は重大な問題です。保護命令は、あくまでスタートにしか過ぎません。生活保護費の削減などDV被害者に直結する福祉に逆風が強まる中、住宅、生活費、子どもの安全といった被害者のさまざまなニーズを、法律から具体的な施策にさらに反映させていくことの重要性が痛感されました。

自助グループで力を得る当事者たち

90年代、弁護士として「離婚ホットライン」と「外国人ホットライン」を2本立てで開始。その後、シェルターとなる場所の提供を受け、「ハーティ仙台」が始動しました。仙台市から「ホットライン」に出されていた補助金は、そのまま今でも引き継がれています。

生身の人間を預かるシェルターの仕事も、ついのもり込みがちになります。活動をしている全員が仕事を持っているため、1人に業務が集中して「燃え尽き」を起こさぬよう気をつけ合いながら、息の長い活動をすることが大切だと指摘しました。

活動のもう1つの柱が、被害当事者たちの集まり「しんこきゅうタイム」。離婚手続きの不安、子どもや親のこと、支援のこと、同じ立場で安心して話ができる場所を得ることで、それぞれが出口を見つけていきます。足を運ぶ年月はさまざまでも、「互いに元気になっていく姿を見ること

が、何より心の栄養になっている」と示唆。

「家族の再統合」を目指すために「人権」の概念が弱かった日本の法律。福祉的アプローチをさらに厚くし被害者の人権を守っていく努力が必要です。(坂場)

■デートDVって何?～デートに潜む「力と支配」

■加害者を知ることによってDVへの理解を深める

山口のリ子さん(アウェア代表)

相手に対する過剰な期待と独占欲

家族と共に通算15年の海外生活を送り、ロサンゼルスで大学院で臨床心理やDV加害者プログラム・ファシリテータートレーニングを受けた山口さんに、デートDVの内容と現状、課題について学びました。

DVは相手依存の最悪の形態であるとし、相手女性への過剰な期待—「ボク」のあらゆる欲求を満たしてくれるはず、「ボク」を優先しなければイヤだ、など—相手を独占することが愛だと考え、自信がないために、ささいな反論で傷つく加害者の心理を分析しました。

このDVが、10人に1人、3組のうち1組に起きており、その中の3分の1は身体的・性的被害を受けているという現状。

ビデオ(アウェア制作)視聴では、暴力容認の価値観やジェンダーバイアスを「学び落とす(unlearn)」こと、そして、相手を尊重する関係をつくるため、自分らしさ・自己尊重・自己決定権・アイメッセージを持つことの大切さを学びました。

若者への啓発にもさらに目を向けていく必要があります。DVは社会が作り出した問題である、との結論で締めくくりました。

自らの支配欲求に気づく

山口さんは、週に2回加害者プログラム(更生プログラム)を実施、高校などではデートDV防止プログラムを展開しながら、「デートDV防止プログラム実施者向けワークブック」などの著作を出しています。

加害者は「自分は絶対正しいのだから相手を罰していい、という自己中心的な間違った価値観を持っている」「反論されると、攻撃されたと感じ特権を奪われると思ってしまう」「暴力の原因は相手にあると思っている」などの加害者の心理状況について説明。

52週のプログラム受講過程では、ほとんどの男性が、「妻にはいつでも自分を優先してほしいと思っていた」と気づくそうです。妻やパートナーを取り戻したい一心で受講する加害者が、自分に向き合い、「これは自分の一生の問題だ」「一生かかって気付いていくことが自分には必要だ」と考えるようになるケースも。家父長制のなごりが社会通念として残存し、それに従い迎合する女性もいる現在、啓発の方向性やジェンダーについて確認し学ぶことができました。(城倉)



社会の中で生きるということ ～イギリスで得たボランティアの意識～

「らいず」会員 川原 裕美

イギリスで日本語教師などをしながら暮らした18年の間、現地で親しい友人たちを亡くしたことをきっかけに、「以前からしたかったこと」を始めて5年。私がイギリスで体験したボランティア活動を通して得たことをお伝えしたいと思います。

イギリスの人々は、有職、無職にかかわらずほとんどといっていいほど、それぞれに支援するボランティア団体を持っています。関わり方は、チャリティーショップの店番から実際の活動まで人さまざま。活動を支える背景には、自分は社会の一員で、自分も社会に支えられているのだから、できる範囲で社会を支えていくのだという幼い時から培われた意識があります。

このような雰囲気の中で暮らすと、自然、自分のできることを無理なくしながら社会とさすなを持つようになり、ようになります。私はイギリス版のいのちの電話相談を受けていました。電話相談業務を通して見るイギリスは、これまで知っていた英国とは、異なっていました。それは、男も女も家事・育児・仕事を分担しなければならない忙しい社会で、個の境がはっきりしているがため、仲間や家族と楽しい時間をすごすことをしても、自分の問題はあくまでも自分の問題で「誰にも何も話せない」孤独が存在することです。

電話相談は、気軽に相談でき、また、その場である程度の成果を得られるという利点があります。一方、長期的・継続的に支援を受けたい場合には、不適切な面もあります。「目の前で自殺しようとしている」とか、「刃物を振り回している」といった緊急時の対応には細かい規定があり、相談者の希望に応じながら、「そのまま話を聞き続ける」「救急に電話する」「さらに詳しい状況を聞く」など、コール自体がにせものであるかもしれない場合も含めて、事前研修(30時間)中にさまざまな状況に対応する模擬訓練がありました。

カウンセリング専攻でオーストラリアの大学院を修了した今、これを職業としていくつもりですが、関連する分野でボランティアも続けたいと考えています。あのイギリスを経験しては、ボランティアとしても社会とつながっていかなくてはと思うからです。

<かわはら・ひろみ>

大学で心理学を専攻。イギリス滞在中「いのちの電話」にボランティアとして参加。オーストラリアに留学し、モナッシュ大学大学院で修士号(心理学)を取得。ヴィクトリア州公認サイコロジスト。一時帰国を経て、再度オーストラリアへ渡り、スキルアップをめざす。

全国共通DVホットライン

24時間電話「10-10」にアクセス790件

全国の支援組織がネットワークを組み、フリーコールでDV電話相談に応じる「全国共通DVホットライン」が活動3年目を迎えました。本年度は11月22日午前10時から、24時間電話相談「10-10」を実施、「らいず」も電話受けを担当しました。時間の経過とともにアクセス件数が増え続け、総件数は790件。それに対して、実際に受けられた相談件数は103件でした。

ホットラインは全国どこからでも、着信払いでできる無料相談。米国企業の資金援助を得て、参加団体が無償で取り組んでいる事業です。主宰するネットワーク虹(広島)によると、相談件数の増加とともに支払う電話料金が増え続け、財政負担はぎりぎり。「今回のイベントを通して無料相談できるホットラインに必要性を痛感した」との感想です。「虹」は本年7月、広島市に海外からゲストを招き、全国DVホットラインの相談員研修会を計画中です。(三富和)

「ジェンダー平等・開発・平和」連盟のつどい

「茨城県女性団体連盟のつどい」が2月13日午前10時から、水戸市の県民文化センター小ホールで開かれます。講師に国連「婦人の地位委員会」日本代表を務める上智大学教授目黒依子さんを迎えます。

「ハーモニーフライト2006」団員の発表のあと、午後1時から目黒さんが「ジェンダー平等・開発・平和」をテーマに講演。私たちの日常生活の延長線上に、世界の多くの人たちが直面している貧困、紛争など深刻な問題があります。目黒さんがグローバルな視点から、国際社会の取り組みと私たちの課題を話します。



「いのちの基金」次年度増額へ

06年4月に日本カトリック教会から寄託金を受けたのに続き、07年度は増額したいと水戸教会を通じて申し入れがありました。昨年11月、全国の女性会理事会が開催された際、「らいず」と意見交換の機会をもち、教会からの財政支援枠が拡大されたものです。(事務局)

「愛の募金」から寄託金

茨城新聞文化福祉事業団

茨城新聞社、茨城新聞文化事業団が県民に呼びかけている「歳末愛の募金」から、「らいず」に寄託金をいただきました。贈呈式は12月22日、水戸市の県民文化センターで開き、友末忠徳社長から寄託金を受け取りました。写真。今回、贈呈を受けたのは県社会福祉協議会はじめ21団体です。ボランティア団体はいずれも厳しい財政状況にあります。県民の善意を私たち「らいず」は女性シェルター「セイフティらいず」の運営、被害者支援に役立てます。

全国シェルターシンポジウム2006 in はこだて 参加報告
DVを許さない! 「自治・人権・協働」～当事者女性と子どもの自立を考える～
 2006年11月25日(土)・26日(日) 会場：函館市民会館 & 花びしホテル

■全体会〈基調講演・シンポジウム〉

全体会は米国マサチューセッツ州で、アジア系DV被害者のシェルター運動に取り組むアグネス・チャンさんの基調講演で幕開け。アグネスさんらは州政府、連邦政府などから資金援助を得てアジアの国々の言葉で対応する24時間体制の電話相談、シェルターと緊急一時避難施設の運営、緊急介入のプラン作り、個別カウンセリング、子どものプログラム、母親のための子育て支援と地域に根ざしたプログラムをこなしています。

政府などと契約を結び資金を得ているのは16事業。民間、財団からの資金援助もあり、心ゆくまで支援活動ができるであろうと思いきや、予算獲得には激しい争奪戦を勝つ必要があるうえ、「連邦、州政府の経済状況に左右される」と彼女。

どう支援を得るかで有効なのは「議員に働きかけて、大きなノイズ(声)を出す」とロビーイングの重要性を強調。そして「たった1人の被害者、たった1通の手紙から重要な法律が生まれると信じて活動を続けている」と熱く語りました。

シンポジウムで鳥取県の片山善博知事は「国に上乗せして救済、自立支援の改善をしてきた。“鳥取モデル”の評価を得ているが、やり過ぎとは思っていない」。中国地方の知事会で近隣県に提案したところ、各県が独自に支援措置を打ち出すなどして波及効果が生まれている、と報告。

「DV被害者支援に限らず、自治体は草の根で起きている問題にリテラシーを高める。課題解決に向けて発想の転換が必要だ」と提言。自立支援において何が重要かについて「住宅と就労をどう支えられるか」と課題を挙げました。(三富和)

■分科会

①改正DV防止法と基本計画

改正DV防止法は、都道府県に基本計画の策定を義務付けました。興味深かったのは、全国女性シェルターネットワークがチェックした「基本計画ベスト10」の発表。相談体制、一時保護、自立支援など点数制でチェックしたところ、関東では千葉、神奈川の2県、北海道、愛知、鳥取などがベスト10入り。茨城は市町村の役割分担、110番通報による警察の緊急対応などが評価対象になりながらも、高得点には至りませんでした。

地元北海道は①本年度中に医療従事者向けマニュアルを作成する②一時保護中の苦情処理機関として委員会制度を

設けている—など独自の行政に取り組んでいます。意見交換では、行政はワンストップ・サービスでやるべきだと言いながら、窓口が一本化できていない、警察が危機介入する際の行政との緊密な連携を求める意見が出されました。(三富和)



②保健医療機関との連携

医療や公衆衛生はDVへの対応でどんな役割を果たせるかがテーマでした。発表者が、DV被害者のうち身体的暴力を受けた人の8割はけがをしており、うち半数は診察を受けていると報告。早期発見機関になりうる医療機関だが、実際には気づかないことが多い。日常的な取り組みとして問診に加えDVに関連する問診、情報提供、全スタッフの訓練、施設内外の他の機関との連携が必要であるとの指摘がありました。

看護師を対象に、DV早期発見のアンケート調査の結果、保健士は生活支援、看護師は身体的症状からの観察が特徴であり、それを理解しなければ被害を見落とす危険性があると提起。また、チェックリストを作成して調査をした結果、早期発見ができたとの報告もありました。チェックリストの改善、マニュアルの作成と周知、支援者へのサポートの必要性を確認しました。(中条)

③DV被害者支援のための司法手続きの現状と課題

なぜ司法支援が重要なのか、担当団体の調査をもとに、戒能民江講師が司法制度上や運用上の困難さ、司法支援の現状と取り組みを報告し、その後意見交換。依然として司法関係者(警察含)のDV認識が低く、かなりの偏見・固定観念に満ちていること。書類が書きにくいなど手続き上に問題があり、今後は現行司法制度、法制度の基本的な考え方を改革していく方向での支援のあり方が重要だ、と指摘しました。

DVの本質に対する認識が裁判所側にないと、当事者の

全国シェルターシンポジウム2006 in はこだて 参加報告

人権は守られない、要支援たる理由の認識が司法の現場にない。さらに司法関係女性比率の低さ：裁判官13.7%は判事補9.8%を含めての数字である、弁護士は12.5%だがエリートだからか女性であっても共感がない。DVは調停離婚になじむのかから考え直す必要があり、一貫した全体の中の支援としての司法支援など関係者側の意識変容に迫り、個別の対応でなくシステム化し偶然性に左右されないあり方をとの主張に共感しました。(城倉)

④外国籍、障がいを持った女性への支援

改正DV防止法で「被害者の国籍、障害の有無を問わずその人権を尊重する」という文言が盛り込まれたことで、支援の現場がどのように変わってきたか。団体からは、夫が在留資格の延長に協力しないためにオーバーステイ状態に追い込まれた外国籍の妻が、入管に手続きをしていたにもかかわらず、シェルターで不当逮捕されたケースを報告。一方、外国籍をもつ参加者は、すさまじい暴力被害から抜け出し、自ら支援に携わるようになった20年来の道のりを訴えました。

今回、パネリストにアイヌや障がい者が参加、新たな視点から熱心な議論がされました。障がいをもった当事者が役所でDVを訴えても、大声で名前を呼ばれたり、障がい者の窓口に一方向的に回される現実。どのような立場であろうとも、被害者の人権が尊重されるまでには、課題が山積している実態が明らかになりました。(坂場)

⑤自立支援にかかわる当事者、支援団体からの提言

分科会担当団体が活動報告と課題を発表し、意見交換。活動内容は講演会、就業支援、相談、3か所のステップハウスの運営、自助グループ支援など多岐にわたります。当事者が裁判に出かけて行く際、子どもを預かる、米国の支援プログラムを翻訳し、それをテキストに支援者養成講座を開催。ステップハウスは家賃の負担が大きいという、東京都の委託であっても採算が合わず、事務局体制は限界など問題点が出されました。シェルターを出た後、被害者が孤立しないための仕組みを支援団体が構築し、民間、警察、司法との協働を提言しました。(臼井)

⑥加害者処罰と警察の対応

改正DV防止法施行後の加害者処罰について話し合う予定が、北海道警などの断りを受け、警察の出席なしで開催。DVに対する理解のない警察が存在することにごく然となりました。茨城県の警察の方がまだしも理解あるかと、少し安心。全国各地から熱心な参加者が集まったのに感動し、そのパワーをいただきこれからも頑張っていかなければなら

いと痛感しました。(鴈野)

⑦支援とリスクマネジメント

犯罪、事故、災害、財政破綻、労務問題、情報漏洩、賠償責任など、DV支援活動や組織運営には多くのリスクが伴います。そして、それらのリスクには、法的・社会的責任が伴います。「NPOかどうか」「ボランティアかどうか」は関係なく、DV支援活動が社会的責任を果たし、活動を継続させていくためには、「リスクマネジメント」が必要不可欠です。そうしたリスクを考慮しながら組織をマネジメントすることは、組織の強化にもつながります。そのような観点からリスクマネジメントプロジェクトを2005年から立ち上げ、組織の強化を図っている団体から、その経緯について発表がありました。

「リスク」の概念について範囲を広げ過ぎたために論点がぼけてしまった感があります。組織強化のための議論との印象が残りました。(野澤)

⑧DVと暴力予防教育

デートDV防止のビデオ教材「デートDV～相手を尊重する関係をつくる」を上映、その後青森県の職員がDV予防教育について報告しました。事業企画の視点に「民間におけるノウハウを発揮していただくことの意義」の項目があり、実施要綱は地元NPO法人と協力して実施・運営を行う、と明記しています。民間と連携し高校でワークショップを実施。ロールプレイや意見発表による生徒の参加を基本としたほか、保護者や地域関係者にも見学を呼びかけ、5校、900人が参加しました。(高橋)

⑨DV防止法第二次改正への提言

当事者、支援者の生の声が反映された04年の改正。そして今、二次改正に向けた審議を前に全国から寄せられた要望が集約されつつあります。

児童扶養手当や生活保護基準の切り下げなど、社会全体からみれば、DV被害者の置かれている状況は決して改善されているとはいえません。また、配偶者暴力相談支援センターが全国に開設され、DV防止法が「保護法」として機能しても、本来2本立てであるべきもう一方の「処罰法」としての分野は、加害者処罰の厳正化を盛り込むなど、今後の改正が必要です。

市町村窓口の充実や民間支援機関への財政援助なども重要なポイント。「女性を守る法律を創るのは私たち自身」を合言葉に、被害者の声を法律に生かす努力が求められています。(坂場)

「らいず」事業経過(2006年～2007年)

- 6/16 DV法第二次改正に向けた集会への参加(参議院議員会館)
- 6/18 「DV被害をのりこえる」サポーター養成専門講座(前期)①DV被害者を取り巻く現状と課題②緊急支援とシェルターの機能 講師近藤恵子さん(水戸市国際交流センター)
- 6/25 NPO法人ウィメンズネット「らいず」総会、サポーター養成講座③スウェーデンに見るDV被害者への取り組み④DVの特質と子どもへの影響 講師矢野恵美さん(水戸市国際交流センター)
- 7/2 サポーター養成講座⑤支援の実際～サポーターの心構え⑥電話相談と面接相談 講師 池田ひかりさん(水戸市国際交流センター)
- 7/14 DV相談援助者講座(日立市女性センター)
- 8/19 夏休み親子でアウトドア体験(県北地域)
- 9/2 WESTらいずセミナー(筑西市・アルテリオ)
- 9/9 ウィメンズハウスとちぎ10周年フォーラム(宇都宮市・とちぎ男女参画センター)
- 9/11 「ハーモニーフライト2006」団員DV事前研修(「らいず」事務所)
- 9/17 「DV被害をのりこえる」サポーター養成専門講座(後期)⑦女性と子どもの人権を守る⑧社会資源を生かした自立支援に向けて 講師中村明美さん(水戸市国際交流センター)
- 9/24 サポーター養成講座⑨DV法をめぐる関係法の動きと司法システム⑩自立への道筋～地域における支援モデルと課題 講師小島妙子さん(水戸市国際交流センター)
- 10/7 サポーター養成講座⑪デートDVって何?⑫加害者を知ることでDVへの理解を深める 講師山口のり子さん(水戸市国際交流センター)
- 10/7～8 全国生涯学習フェスティバル、県民まつり(那珂市・笠松運動公園、行方市・女性プラザ)
- 10/20 犯罪被害者支援施策等連絡調整会議(県開発公社)
- 10/25 DV対策ネットワーク会議(県庁会議室)
- 11/1 全国共通DVホットライン継続3年目へ
- 11/17 DV研修(日立市女性センター)
- 11/22～23 全国共通DVホットライン「10-10」
- 11/25～26 全国シェルターシンポジウム(函館市民会館&花びしホテル)全国女性シェルターネット総会
- 12/2～3 放送大学面接授業「家庭内暴力と児童虐待の関連性」(放送大学茨城学習センター)
- 12/4 内閣府少子化と男女共同参画会議(内閣府会議室)
- 12/4 DV法2次改正へ意見交換会(参議院議員会館)
- 12/22 茨城新聞文化福祉事業団「歳末愛の募金」贈呈式
- 1/30 ニュースレター2007年1月号発行
- 2/4 NPO法人1周年講話と新年会「アメリカの暴力被害者支援とネットワークづくり」講師ジョン・ドゥーシッチさん(水戸市・大塚屋)
- 2/9 県女性団体研修・交流会(県庁会議室)
- 2/13 茨城県女性団体連盟のつどい 講師日黒依子さん(茨城県民文化センター)
- 3/ 「DV被害をのりこえる」サポーター専門講座報告書・活動の記録発刊
- 3/5 電話相談員研修会(県精神保健福祉センター)
- 3/10 WESTらいず講演会(結城市民情報センター)

(注)「らいず」の年度は6月から翌年5月です。

県から「らいず」に事業委託費

「らいず」は茨城県から本年度、DV被害者支援に関する事業委託費をいただいています。被害当事者に対する相談、アドボケイト(付き添い)、催し物など事業、啓発のためのニュースレター、ホームページの作成、研修会の開催の一部に活用しています。(白井)

夏休み 母子が楽しくアウトドア

自然がいっぱいの県北地域の川原で8月中旬、「母子でアウトドア」を体験しました。屋外でお母さん、子どもと一緒に遊ぶ「らいず」主催のイベントです。=写真

初めて訪ねたその川は、山深い所かと思っていたら、住宅地を静かに、流れていました。地域の皆にも見守られているのだと、不思議な安心感を覚えました。地元のボランティアが、川を少しせき止めてくれて、深さは大人の腰の辺り。最初は戸惑い気味だったが、一度川に飛び込むと、子どもらしさを取り戻し、熱中しました。



お世話を買って出してくれたボランティアの方々は、さまざまな遊びを用意してくださり、そのお気持ちに感謝でいっぱいになりました。県内各地から集うのには、交通手段などさまざまな課題はあるものの、思いっきり心を開け放つ時間と場所が、だれにも必要なのだと、実感をした真夏の一日でした。(柳堀)

地域の取り組み

◆ジューンらいずひたち

継続事業の関係機関との意見交換会に参加、連携を深める良い機会となりました。今後も継続したいと考えています。一時保護は4件。被害者家族の転居時はメンバー総動員で迅速に対応し、無事保護しました。(岡部)

◆WESTらいず

一般市民への啓発活動に取り組みました。9月「支援者のためのセミナー」の開催。11月県主催の「男と女ハーモニーフォーラム」でデートDVの寸劇を披露。3月10日、講演会「チャイルドラインの現場から一電話の向こうに見える子どもたち」(結城市民情報センター)の開催を予定しています。(中条)

部会だより

☆ヘルプライン部会

2006年の相談件数は343件、そのうち164件が全国DVホットラインからの相談でした。最近の傾向はデートDVの相談。親族や友人からの問い合わせも増えてきており、若い世代が抱えるさまざまな問題が垣間見られます。力と支配によって徐々にエスカレートするDVから抜け出すには、当事者は大変なエネルギーを使います。当事者の心をほぐし、よりよい解決の道が見出されるまで、常に寄り添う姿勢を心がけていきます。(宇留野)

☆地域ネットワーク部会

原則月1回の例会を開催、年間計画の立案・活動計画・情報交換をしています。本年度は被害当事者の自立のために生活物資の提供を呼びかけ役立てました。食料品、衣類、机などの家具、電気製品などが届けられました。市町村合併が進んできていることから、各自治体のDV被害担当窓口に関する調査項目をまとめ、4月に作成の予定です。(橋本)

☆「セイフティらいず」部会

「これからシェルターに向かいます」との緊張する一報。利用される方が、ほっと安心したひと時を過ごせるようにと願いながら、いつでも迎えられるよう部屋を管理しています。不調だった給湯器も新調、快適にお湯を使えるようになりました。新しい一歩を踏み出す場として、少しでも利用しやすい環境を整えたいと思います。(三村)